

## 2. アイヌの人々の状況

### (1) 関連する委員会勧告と日本政府報告

- 最終見解書(CERD/C/JPN/CO/7-9)の параграф 20,24
- 日本政府報告書(CERD/C/JPN/10-11)の параграф 17-33 と 201-222

### (2) 主要点

(a) 日本におけるアイヌ民族は他の国における先住民族とは違う。これは日本政府も公式に見解としている。それは明治時代、日本政府が蝦夷地に居住していたアイヌの土地や権利等を奪ったという歴史はなく、逆に「北海道旧土人保護法」という法をアイヌの方々からの要請をうけ国会で制定し彼らの権利を守った経緯からも明らかである。

(b) 国連には NGO からアイヌ民族の権利を求めるレポートが提出されているが、それに書かれている内容には明らかな事実誤認があるため、そのレポートに書かれた内容を検証しながら日本におけるアイヌ民族の実態をお伝えしたい。

### (3) 背景

#### (a) アイヌの先住性について

平成二十年六月六日衆参両院において“アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議”が採択されたが、歴史のおよび科学的事実を鑑み日本政府は「国連でいうところの先住民族ではない」としている。しかし、さもアイヌ民族を国連のいう先住民族であるかのように議論し、国連の「先住民族の権利に関する宣言」に沿って議論している点は非常に問題がある。以下、事実を列挙しアイヌの先住性が他の国の先住民族とは違うのかを明示する。

- アイヌが北海道に渡ってきたのは 13 世紀以降であり、それ以前の北海道には縄文→続縄文化期（～6 世紀）、擦文文化・オホーツク文化の混在期（7～13 世紀）であった。
- アイヌは 13 世紀以降、東シベリア→樺太→北海道という経路で縄文人の血を引く擦文文化人や先に大陸から渡って来たオホーツク文化人を駆逐して北海道に定住したものである。
- 擦文文化人の遺跡からは鉄の製造を行う“たたら”や奥州藤原氏が仏教布教のために用いたとされる常滑焼壺（現在の愛知県常滑市付近で生産）が出土し、アイヌ渡来以前、すでに本州と盛んに交流していたことが明らかになってい

る。

- iv. アイヌ定住以前に道南や日高地方沿岸部は和人が定住もしくは日本文化が浸透し、函館市の船霊神社（創立一一三五年）をはじめ七、八百年以上の歴史をもつ神社が複数あり、創立二、三百年つまり江戸期以前のは多くある。
- v. コシャマインの乱（一四五七年）を平定した武田信広が上之国に築城した「勝山館」で、和人とアイヌの大規模な混住が証明されている。
- vi. アイヌは遺跡から出た古い人骨のミトコンドリア DNA 分析では、早くとも11世紀後半に樺太方面からオホーツク文化人を滅ぼす形で北海道に渡ってきたことが明らかになっている。
- vii. アイヌと沖縄住民が最も縄文人に近いという結果が出たことを以て、アイヌの先住性が証明されたとの主張があるが、これは以下の歴史的事実を無視した誤った結論である。

#### (b) 時代背景とアイヌ政策について

人種差別撤廃委員会 85 会期提出 NGO レポートには「日本政府は、明治維新以後、アイヌ民族の土地を侵略し、征服し、支配してきた」との記述があるがこれは明らかな事実誤認である。

明治以前、北海道を支配してきたのは松前藩であったが明治維新直前は江戸幕府が北海道を直轄地とした。松前藩の支配時代はアイヌに対してアイヌ語のみの使用を認め和語を話すことを禁止し、また文字の無いアイヌに対して和語の文字を学ぶこと及び使用することを禁止した。松前藩は言語ばかりではなく服装・髪型・履物にいたるまで和風の習慣をアイヌがまねることを禁止した。即ち松前藩はアイヌ民族を差別し和人と同じ振る舞いをするを禁止した為に、言語をはじめとするアイヌ文化は保護された。

その後北海道が江戸幕府の直轄地になり上記の禁止が解かれると、アイヌたちは和語を覚え、読み書きを学ぶものも出て、徐々に和風の習慣を身につける者もでてきた。即ちアイヌ民族は和人の振る舞いを禁止させていたことに不満であったが、江戸幕府により禁止令が解かれると自らが日本文化を選択したと解するべきである。

また、松前藩統治時代、アイヌは和人との交易により多大な富を得た。厳しい身分制度（奴隷は酋長間で売買された）のアイヌ社会では酋長とその一族に富が集中し、数十人もの妾を持つ大富豪（酋長）まで出現した。その結果、若い男女の結婚の機会は奪われ、アイヌ人口減少の原因にすらなった。幕末に北海道を直轄した江戸幕府は酋長が多くの女を独占するこの妾（実際には金品で売買される女奴隷）制度こそがアイヌ人口減少の第一の要因として、酋長の妾を三人までに制限することにしたほどだった。この事実からも、多くのアイヌたちを支配したのは、アイヌ社会のヒエラルキーの頂点であった各地の部族の酋長であり、松前藩や江戸幕府さらには明治政府がアイヌを支配したというのは当たらない。

松前藩・江戸幕府・初期の明治政府はこの奴隷制度も含めたアイヌの社会制度を尊重し、彼らの代表である酋長と交渉した。そのため戦後になるまでアイヌ社会内部の酋長とその一族と、一般アイヌの間の貧富の格差は大きなものであった。

このように明治以前は一部の酋長とその一族により利益が独占され多くのアイヌの方々は貧しい生活を強いられていた。そこで明治政府は文明から取り残されたアイヌの方々の教育水準や生活水準を向上させる為に「北海道旧土人保護法」を制定した。同法制定に関してはアイヌの方々がその制定を望み、国に要請活動をしたのである。

#### (c) アイヌの植民地支配

人種差別撤廃委員会 85 会期提出 NGO レポートには「アイヌの土地を奪い強制的に国民国家に組み入れ植民地支配をした」との記述もあるがこれも嘘である。

北海道旧土人保護法によってアイヌに与えられた土地は一人当たり約 5 ha であり、和人对するそれは 3.5ha であり、アイヌは優遇されていた。しかしアイヌ一人一人に与えられていたはずの土地を共有地として酋長とその一族が一括管理し、これを和人の小作人に貸与してその収益を独占し、本来の地主である個々のアイヌには僅かな金額しか渡されなかった。またこうした土地を実際に開墾したのは和人の小作人であった。

つまりアイヌの酋長は積極的に明治政府の協力し一族の繁栄をはかったもので、こうした不公正は戦後の農地解放まで続いていた。

#### (d) アイヌ民族に対する文化の禁止について

人種差別撤廃委員会提出 NGO レポートの「アイヌ語を禁止し、宗教を禁止し、すべての風俗習慣を陋習として禁止した。生業も禁止し農耕を強制した」との記述も誤りである。

明治政府はアイヌ語を禁止してはおらず、先にも記述したが江戸幕府の直轄・明治政府になってアイヌが日本語を話したり読み書きを覚えること、和風の風俗に改めることを許可するとアイヌの一部は自ら進んで習俗を改めたのである。江戸時代には多くのアイヌが浄土宗を信仰していたことが知られており、当時北海道において一番大きなアイヌ部族であった平取地区のアイヌの方々は「義経神社」を信仰の対象にし和服を着て参拝をしていたことは、明治初期の書籍にもしっかり記述をされている。

明治時代には教育を受け裕福になった若いアイヌは、まだ和服が一般であった札幌市内を当時としては高級であった洋装姿で歩いていたことも当時の資料からわかる。また現在アイヌ文化とされている「シシャモ祭り」は北海道大学の犬飼哲夫教授が復活させたものであり、有名な阿寒湖の「マリモ祭り」なども戦後観光のために和人が企画した祭りである。また、「熊の木彫り」もアイヌ文化ではなく観光業の振興策で北海道でおこなれていたものに過ぎない。

明治政府が新たに禁止したアイヌの風俗習慣は、女子の顔や腕に加えられ刺青だけである。

(e) アイヌ民族は差別されたのか

明治政府はアイヌの方々の生活水準や教育水準を上げようとしていたのは「北海道旧土人保護法」制定に係る国会審議の議事録からも明らかである。アイヌ民族の方々は和人よりも明らかに保護をされており、権利に制限をかけられた事案もいくつかあるがそれには妥当な理由があった。

例えば、アイヌ民族は川での鮭の漁網を与えられたが、結果として河口でのサケの乱獲がおこり遡上するサケが減少し上流に住むアイヌが困窮してしまったためサケの漁獲を制限された。また、アイヌ独自の毒矢による狩猟で犠牲者が後を絶たないため、これを禁止し代わりに鉄砲を与え猟をさせた。当時中国での鹿角の需要が高まり鹿が乱獲され鹿が枯渴したため和人の狩猟を禁止し、アイヌにのみ鉄砲による猟を許可され二人のアイヌが巨万の富をきづいたことが当時の箱館新聞にも紹介をされている。

また農業においてもアイヌの土地を開墾し農業を営んだのは和人の小作人である和人であった。アイヌたちは「広大な農地を所有する不在地主」として働かず優雅に暮らしていた。こうした生活を打ち壊したのは、戦後マッカーサによって行われた農地解放で、不在地主であるアイヌは土地を奪われ生活に困窮することになった事実を見逃すことはできない。

(f) アイヌ民族に権利の侵害について

人種差別撤廃委員会 85 会期提出 NGO レポートの「アイヌ民族の権利を侵害したのは日本国であり、北海道庁である」との記述も誤りである。

確かに松前藩はアイヌ民族を差別していたが、アイヌ社会における一握りの酋長により虐げられていた多くのアイヌを救ったのは江戸幕府でありその後の明治政府であった。特に金品で売買される妾（チハンケマチ）や下僕（ウタレ）というアイヌ社会独特の奴隷制度を禁止した日本国・北海道庁のアイヌ人権擁護に対する貢献は大きいと言わざるえない。

(4) 結論

(a) 以上のことから「人種差別撤廃委員会提出 NGO レポート」に書かれてあるアイヌに関する記述が如何にでたらめであるかが解っていただけたかと思う。アイヌ民族は決して日本国や明治政府に虐げられてはおらず、逆に保護・優遇されていたのである。この点に関しても、明治初期に北海道を訪れたイザベラ・バードが「明治政府がアメリカにおけるインディアンとは全く違う紳士的な対応をしている」ことを著書“Unbeaten Tracks in Japan”(\*1)で明言をしており、北海道旧土人保護法の国会審議の議事録からも、明治政府が「アイヌの方々」を保護しようとしていたのは明白である。

(b) 戦後、アイヌの団体の代表者3名がGHQから「アイヌ民族は独立するのか？」と問われ「いいえ。我々は今までもこれからも日本人である」と答えていることが北海道アイヌ協会発行の記念誌に書かれてある。この史実からも国連に提出されている人種差別撤廃委員会提出 NGO レポートのアイヌ部分の主張はでたらめな内容で、有りもしない権利を主張するための代物であると言わざるを得ない。

レポート担当 「日本の先住民と少数民族の権利を考える会」

註：

(\*1) イザベラ・バード (1831-1904) 英国人 探検家、作家、写真家

*“Unbeaten Tracks in Japan”* first published in English in 1881 by G. P. Putnam's Sons